令和８年（フ）第４８５号
岡山市東区益野町767番地８
債務者　橋本　　恵
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５７号
広島県福山市日吉台二丁目14番９―205号
債務者　山河　俊江
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１６６号
広島県福山市千田町二丁目31番２号　セラータ201、旧住所愛媛県松山市祝谷東町乙751番地１　Ｓｏｒａ―Ｌａ祝谷203号
債務者　山口　梨沙
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１６８号
広島県福山市御幸町大字中津原640番地１
オアゾ芦水館Ａ202
債務者　宗岡　夏未
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５６号
福岡県直方市大字上頓野4979番地　悠友ホーム、前住所福岡県直方市大字感田416番地１メゾン・アヴニール203号
債務者　松尾美登世
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第２９９号
宮崎市松山２丁目２番26号
債務者　前田　優太
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０９号
宮崎市広島２丁目10番１号　レオアベニュー203号
債務者　中村ひかる
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１２号
宮崎市鶴島３丁目125番地１　県営住宅４棟102号
債務者　森　　幸希（旧姓濱田）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２９号
宮崎県児湯郡都農町大字川北3920番地、住民票上の住所宮崎県延岡市桜小路336番地１ウィステリア櫻小路　503
債務者　永友帆乃耶
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２０号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目６番10―501号仲村マンション
債務者　松田　大樹
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第４６８号
沖縄県那覇市首里山川町１丁目69番地４
破産者　知念　哲也
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４６７号
岐阜市芋島４丁目５番１―301号　（ＭＡＩＳＯＮ沙羅）
破産者　國島　英登
1　決定年月日　令和８年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第５０２号
岐阜市長良3484番地12
破産者　吉田　陽一
1　決定年月日　令和８年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第６７号
岐阜県羽島郡笠松町門前町73番地、前住所岐阜市茜部菱野４丁目25番地１　シャトレ愛松茜部　702号室
破産者　河合　　亨
1　決定年月日　令和８年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１２８２号
埼玉県川口市大字木曽呂670番地の14
破産者　伊勢亀祐一
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４８７号
埼玉県桶川市神明１丁目８番４号　メゾン・グローリー101号
破産者　弓倉　　圭
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２号
川崎市川崎区南町22番地１　ハーモニーレジデンス川崎＃002　1303
破産者　山本　友和
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係